

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
法人税法		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。	法人税法	z0700001	財務省	特別法人税の撤廃	5001	50010001	11	企業の資金調達の円滑化に関する協議会 （略称：企業財務協議会） http://www.enkt.org/	1	特別法人税の撤廃	<p>特別法人税の存在が、今般制度が導入された確定拠出型年金制度の普及や、今後企業年金法の下で運用されていく確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の運用に多大な影響を与えることが予想されるため、廃止を強く要望する。</p> <p>年金税制については、提出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、さらに平成16年度税制改正要綱にて決定した公的年金等控除及び高齢者控除の縮小・廃止によって将来的に得られる財源は、特別法人税を撤廃することによる財源不足の穴埋めとして将来的に最優先で確保されてゆくべきである。</p>		特別法人税については、平成17年3月31日迄で凍結の延長期限切れとなる。諸外国においては年金税制を提出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが再び課税されることとなった場合、新型企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補充する役割を担う企業年金制度の維持が困難になる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、撤廃されるべきである。	
法人税法		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。	法人税法	z0700002	財務省	（税制適格年金） 税制適格年金において時価主義の導入も可能に	5001	50010005	11	企業の資金調達の円滑化に関する協議会 （略称：企業財務協議会） http://www.enkt.org/	5	（税制適格年金） 税制適格年金において時価主義の導入も可能に	<p>税制適格年金は、実態的には簿価であることを求められているのは税制適格性のみであり、他の実務では時価をベースに行うのが今後の主流である。以上から、厚生年金基金では時価ベースに移行したことや、さらに新企業年金（DB/DC/DB）での評価も時価主義であることから、税制適格年金についても従来の簿価主義による評価に加え、時価主義で評価することも選択肢として認めるべきである。</p>		<p>税制適格年金が簿価主義であることの課題点は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計が時価主義であることとの整合性がとれない。 厚生年金基金や新企業年金が時価主義であることとの整合性がとれない。 簿価主義の場合、運用機関の入替えなど、効率化を行うための施策を実施した場合に、必要以上に実現損益が発生し、それにより企業本体のキャッシュフローに影響を与えること。 運用は時価の総大化を目指すものであり、簿価の総大化には意味がないことから、運用収益の計測は時価ベースで管理することがもはや常識となっていること。 必要以上の実現損益捻出は、運用の効率性を阻害すること。 時価に対する割合で算定することが合理的との判断から、信託銀行、投資顧問会社の報酬は時価ベースに基づく場合が多いこと。 	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	<p>税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない（税理士法第52条）とされており、税理士業務のうち「税務相談」は、税務官公署に対する申告等、税務官公署に対する主張若しくは陳述、又は申告書の作成に關し、租税の課税標準等の計算に關する事項について相談に應ずることをいう（税理士法第2条第1項第3号）とされている。</p> <p>なお、税理士又は税理士法人でない者が税理士業務を行った場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（税理士法第59条）とされている。</p>	c	-	<p>税理士法においては、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るため、税務に関する専門家としての能力・見識を有する者に対して税理士の資格を与え、その者に税務相談等の税理士業務を独占的に行わせているところである。</p> <p>このような税理士法の趣旨に鑑みれば、税理士業務を行う能力的担保等のない者が、税理士業務を行うことを認めることは、国民に不測の損害を与えかねず、又、納税義務の適正な実現を図ることができなくなり、相当ではない。</p>		20700003	財務省	税務相談の自由化	5010	50100002	11	宮崎信幸	2	税務相談の自由化	<p>税理士や税理士法人でなくても、税務相談でもが、有料・無料に拘らず、税務相談を行うことができるようにすることにより、より多くの相談の機会を国民に提供できる。</p>	<p>現在のところ、税理士業務の一つである税務相談は、有料・無料に拘らず、税理士又は税理士法人でなければ行てはならないと規定されている。この現状は、国民にとっては得ら利益とならぬ、有料・無料に拘らず、より多くの税務相談の機会を国民に提供し、有益が無益かは国民が判断し利用できることによる国民の利益につながる。</p>		
とん税法第1条、特別とん税法第1条、特別とん譲与税法第1条	<p>外国買務船の開港への入港にはとん税及び特別とん税を課す</p>	f	-	<p>税制改正要望であり、規制緩和にはあたらない</p>	とん税法第1条、特別とん税法第1条、特別とん譲与税法第1条	20700004	財務省	港湾関係諸税ならびに課料金の適正化	5031	50310001	11	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに課料金の適正化	<p>港湾関係諸税（とん税、特別とん税、船舶固定資産税）並びに課料金（入港料、公衆衛生使用料等）の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度を適正化すること。</p>	<p>港湾関係諸税のうち、特に、とん税は諸外国と同様に国税であるにもかかわらず制度は大きく異なる。即ち、諸外国ではとん税の徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確化されているが、わが国においては、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不透明であること。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米國などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていないなど、わが国のとん税は国稅的な性格ではなく、手数料的な色彩が強いこと、など。</p>		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続にかかる書類を税関に提出しなければならない。	b		1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一環の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL条約）」の平成16年度中の批准に向け関係府省は一体となって取り組んでいるところである。		20700005	財務省	輸出入・港湾手続の簡素化促進	5031	50300003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続等の一環の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間で共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間で共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。	
	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続にかかる書類を税関に提出しなければならない。	b		1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一環の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（FAL条約）」の平成16年度中の批准に向け関係府省は一体となって取り組んでいるところである。		20700005	財務省	輸出入・港湾手続の簡素化促進	5078	50780048	11	(社)日本経済団体連合会	48	輸出入・港湾手続の簡素化促進	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾手続全般の業務改革（BPR）については未だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、（1）民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、（2）申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、（3）省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係府省は強力な連携・協議を重ねて取り組むべきである。	例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。	港湾・輸出入手続に關する各官庁の協力のもと、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
WTO関税評価協定 関税定率法	関税定率法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に加算要素（運賃・保険料等）の額を加えた価格（CIF方式）とすることとしている。	f		課税標準を減ずること減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらぬ。また、内外価格差の調整という関税の課税目的に鑑みれば、輸入貨物の国境時点での価格、すなわち、輸出国における貨物の出荷時点の価格に輸入港までに要した運賃、保険料等の費用を含めた価格（CIF価格）とすることが適切であり、CF方式を変更する必要はないと考え。なお、FOB方式を採用している国は米国、カナダなど7カ国と極めて少数である。	WTO関税評価協定 関税定率法	e0700006	財務省	課税価格の決定根拠	5032	50320019	11	(社)電子情報技術産業協会	19	課税価格の決定根拠	CFではなくFOBに対する関税の課税への変更を要望する。 【規制の現状】 関税をCF（物品価格+保険料+運賃）に対して課している。	【予想効果】 輸入申告事務手続きが大幅に簡素化され、スムーズな輸入業務が可能となる。課税根拠をFOBに統一することで、課税の国際的な公平性、透明性が生まれる。	本来、税金がかかるのは物品そのものの価格であると考え、従ってCFではなくFOBに対する関税の賦課への変更を要望する。なお、現在、米国においては、FOBを採用している。	
関税法第7条の2	簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前にこれを引き取ることと可能とする制度である。また、当該貨物の指定を受けるためには、当該貨物の所属区分ごとの継続的輸入申告が要件となっている。 （注）回数要件については、本制度の利便性を考慮し、平成15年4月以降、年24回から年6回へと緩和を行ったところである。	b		法令遵守の確保を条件に、納税申告前に貨物の引取りを認める簡易申告制度の趣旨を踏まえれば、無制限に要件等の緩和を行うことはできないものの、平成15年4月の回数要件緩和による利用拡大状況を踏まえた上で、更なる緩和の可否等について検討を進めることとする。	関税法第7条の2	e0700007	財務省	簡易申告制度適用条件のさらなる緩和	5032	50320020	11	(社)電子情報技術産業協会	20	簡易申告制度適用条件のさらなる緩和	通用貨物の制約撤廃（年間6件の輸入実績の廃止等） 【規制の現状】 通用貨物に制約がある。	【予想効果】 取り扱うすべての貨物に本制度が適用可能となれば、管理が容易になる。また、すべての貨物が同一タイミングでの許可となる道が開け、貨物の搬出準備も容易となり、標準的な納期の設定が可能となる。 （通常申告貨物とは別の担保設定が必要になる。通常申告貨物と、簡易申告制度適用貨物とで管理・運用を分ける必要がなくなる等）	通用可能な貨物と、通用不可の貨物が混載されている場合、申告形態が変わり運用、管理が煩瑣になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
関税法第14条第10号及び第11号、同法施行令第15条、第15条及び第16条第1項	通い箱の免税通関手続に係る関税法第14条（無条件免税）の適用については、同一性の確認と再輸入数量の管理のため、原則として、輸出許可書等の提示を求めている。また、当該免税通関手続に係る事務負担を軽減するため、輸入者が当該容器の輸出入状況を帳簿等に適切に管理している場合には、その管理帳簿等の提示により、輸出許可書の提示の省略を認める取り扱いは採用している。	b		適正な課税を確保しつつ、輸入者の免税通関手続に係る事務負担を軽減するため、如何なる簡素化措置が適当か、平成16年度中に全国規模で具体的な対応策を検討し、結論を得る。	関税法第14条第10号及び第11号、同法施行令第13条、第15条及び第16条第1項	e0700008	財務省	免税手続きの簡素化	5032	50320021	11	(社)電子情報技術産業協会	21	免税手続きの簡素化	貨物の原産地が日本であることを、事前に証明することで、再輸入申告を認めていただきたい。 【規制の現状】 通い箱の再輸入申告において、同一性の確認を輸出申告実績との照合で証明することを求められる。	【予想効果】 反復使用される通い箱の運用が促進され、環境保護に貢献できる。 日本産品への課税が防げる。	原産地が日本であることが明確である貨物への課税は、課税の主旨に反すると考えられる。		
	税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。 旅員通関制度においては、本邦から出国する旅客又は船客若しくは航空機の乗組員（以下、「旅客等」という。）が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のもの（これを超えた場合には一般の輸出手続が必要）。 しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅員通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入送付品（携帯品・別送品）申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。	b		旅員通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることなく、当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取扱い上の実効性は変わらないと考えている。 なお、旅員通関制度については、現状の情勢を踏まえ、見直しを行っているところであり、本件についても、その中で検討していきたい。		e0700009	財務省	盗難自動車対策の強化	5034	50340023	11	(社)日本損害保険協会	23	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが充実に、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような 制度の見直し等を図ることが必要である。 盗難自動車の海外不正流出防止のため旅員通関対象の制限（船員旅員通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限）	これらの盗難防止対策を踏まえ、これにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。 また、自動車盗難に関する支払保険金は、毎年600億円弱に達し、経済的な面から自動車盗難保険金は約563億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1割減された場合でも、約600億円の効果となる。	2003年（暦年）の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は、毎年600億円弱に達し、経済的な面から自動車盗難保険金は約563億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1割減された場合でも、約600億円の効果となる。	2003年（暦年）の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は、毎年600億円弱に達し、経済的な面から自動車盗難保険金は約563億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1割減された場合でも、約600億円の効果となる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	<p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p> <p>旅員通関制度においては、本邦から出国する旅客又は船客若しくは航空機の乗組員（以下、「旅客等」という。）が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限って旅員通関を認めている（これを超える場合には一般の輸出手続が必要）。</p> <p>しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅員通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入品送届（携帯品・別送品）申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。</p>	b		<p>旅員通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることなく、当該措置によって盗難自動車の不正輸出の取締り上の有効性は変わらないと考えている。</p> <p>なお、旅員通関制度については、現下の情勢を踏まえ、見直しを行っているところであり、本件についても、その中で検討していきたい。</p>		e0700009	財務省	盗難自動車対策の強化	5078	50780051	11	(社)日本経済団体連合会	51	盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止対策の推進	<p>盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、盗難自動車の海外不正流出に対する水際阻止の対策が取られてつある。こうした対策を効果あるものとするためには、法整備やイモビライザーの普及促進、IT技術の活用、旅員通関制度の見直し等通関面での対応策の検討、関係省庁間における情報共有化など、更に総合的な対策が不可欠である。</p>	<p>2003年（暦年）の自動車盗難件数は過去最悪の64,000件を数え（98年比1.8倍）、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金額でみると、2003年度は約583億円（98年度比約2.4倍）にも達し、深刻な社会問題となっている。</p> <p>自動車盗難件数の減少による社会的コストの低減に繋がる。</p>	<p>近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難の海外売却を狙ったものが多く、防犯や盗難防止装置（イモビライザー等）の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。</p>	
	<p>税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームに参画し、盗難自動車の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。</p>	d		<p>税関では、盗難自動車の不正輸出策として、警察や国交省との間における盗難自動車や自動車登録情報に係る情報交換の実施、コンテナ大型X線検査装置の配備・有効活用、可能な限り抹消登録証明書原本を提示させる等による厳正な審査・検査の実施等について取り組んでいるところであり、その結果、平成15年1月7日（前年比、約3割増）、平成16年1月1日から5月未までに82台（前年同月比、約3割増）の盗難自動車を発見・検発している。</p> <p>また、平成14年7月に公布された道路運送車両法の一部改正法により、中古自動車を輸出しようとする者は、税関に対し輸出抹消登録証明書原本の提示が義務付けられ、偽造した証明書を提示した場合には罰則が適用されるなど、一層の対策強化が図られることとされており、現在、国土交通省との間で当該証明書に係る確認方法等について鋭意検討を進めているところである。</p> <p>税関においては引き続き、関係省庁との連携を図りつつ無許可輸出も含めた水際取締りの強化を図っていく。</p>		e0700010	財務省	通関における中古車チェックの強化（盗難多発車を中心とした、抹消登録証明書記載の車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の照合）	5034	50340023	21	(社)日本損害保険協会	23	盗難自動車対策の強化	<p>盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られてつある。こうした対策の効果をさらに上げるために、法整備、イモビライザーの普及促進等に加え、以下のような、制度の見直し等を図ることが必要である。</p> <p>通関における中古車チェックの強化（盗難多発車を中心とした、抹消登録証明書記載の車台番号と中古自動車に刻印された車台番号の照合）</p>	<p>これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。（定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、中古車の輸出については、現在書類と日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1割減された場合でも、約600億円の効果となる。）</p>	<p>2003年（暦年）の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。</p> <p>中古車の輸出については、現在書類と日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1割減された場合でも、約600億円の効果となる。）</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
関税法基本通達67-1-20（輸出貨物のコンテナ扱い）	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めそのまま輸出申請し許可を受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込み前に税関に申し出てを行い、コンテナ扱いを適用できることについて確認を受けなくてはならない。	d	-	盗難自動車を含めて、不正輸出を防止する観点から、コンテナ扱いに際しては、過去に開税法等の違反や税関の審査・検査により法令の規定に従っていない者を適用対象外とするともに、輸出申告時に必要な検査を行っている。更に、道路運送車両法の改正により、平成17年1月からは中古自動車輸出する場合には、輸出抹消登録証明書原本の提示が義務付けられることとなり、税関は審査・検査の際に、この証明書の有無を確認することにより、盗難自動車の不正輸出の取組りを強化していくこととしている。 なお、公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が適当審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、確認した内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考とすることとしている。	関税法基本通達67-1-20（輸出貨物のコンテナ扱い）	e0700011	財務省	コンテナ一括込み時における公認検査機関による確認の徹底（公認検査機関による品名・数量確認、施封の徹底）	5034	50340023	31	（社）日本損害保険協会	23	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。 コンテナ一括込み時における公認検査機関による確認の徹底（公認検査機関による品名・数量確認、施封の徹底）	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。（定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が削減された場合でも、約46億円の効果となる。）	2003年（暦年）の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。コンテナへの積み込みの際に、盗難車を他の貨物と偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、不正輸出する手口がある。	
消費税法施行令第48条		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要事項の対象とはならない。	消費税法施行令第48条	e0700012	財務省	債権流動化の消費税の取扱いについて	5039	50390019	11	社団法人 リース事業協会	19	債権流動化の消費税の取扱いについて	リース料債権をSPCに譲渡して対価として得た金銭債権の譲渡（譲渡方式流動化）は、国税当局の解釈によれば、消費税法上「その他の金銭債権」として非課税売上にあたる。この指摘に従うと、オリジネーターの課税売上割合（課税売上高 / (課税売上高 + 非課税売上高)) が低下することにより、消費税の仕入税額控除額が減少し、結果として消費税の納付額が増加する。資金調達のスキームの一端として債権譲渡を実行する場合には、非課税売上扱いしないという例外規定を設けるべきである。割賦債権の流動化についても、不透明な面があるので、同様に例外規定を設けるべきである。	資金調達の手段として行われた債権譲渡に対して、形式的に課税すべきではない。	資金調達の手段として行われた債権譲渡に対して、形式的に課税すべきではない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
租税特別措置法第41条の12		f	-	規制は規制の対象外であり、当該要望は規制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。	租税特別措置法第41条の12	e0700013	財務省	短期社債等に関する支払調書について	5039	50390020	11	社団法人 リース事業協会	20	短期社債等に関する支払調書について	短期社債等の譲渡及び償還等に係る支払調書の届出の義務化を見送ること（平成18年4月以降）	本件の導入に伴い、発行体、金融機関間の負担が多くなる可能性が高く、流動性の低下は機動的な発行の妨げともなり、CPを主要な調達手段としている当業界において、円滑かつ安定的な資金調達にも影響があると考える。		
平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。		d	-	平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。		e0700014	財務省	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資金流動化の適格要件の障害となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	会法29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信業務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為にありがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約の対象とはしていない。	d	-	ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能であるが、ご要望の趣旨も踏まえ、「平成16年度の概算要求について」（平成15年8月1日）により、国の機関による物品の調達において、当該物品を購入する場合や単年度買付を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の要求を行うべきことについて、各府省に対し、建前の徹底を行った。その後、予算編成の過程で要求のあった府省と調整の結果、物品の買付に係る国庫債務負担行為の認定について平成16年度予算に盛り込まれたところ。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	20700015	財務省	国・地方自治体等のリース契約の取扱いについて	5039	50390027	11	社団法人 リース事業協会	27	国・地方自治体等のリース契約の取扱いについて	国については、リース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。また、国庫債務負担行為による複数年度にわたる買付契約の運用結果等を示すこと、地方自治体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約も含めること。		現在、各府省がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。OA機器以外では、自動車、医療機器など地方自治体向けのリース取引の実績がある。	
租税特別措置法		f	-	租税特別措置法	租税特別措置法	20700016	財務省	リースが不利となる諸制度の改善等	5039	50390028	11	社団法人 リース事業協会	28	リースが不利となる諸制度の改善等	リースによって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。IT投資促進税制 リース利用による税額控除制度は資本金3億円超の法人は利用できない。また、「貸付用の用に供した場合を除く」ためリース会社のリース資産について適用が受けられないため、リースに係る不公平措置を撤廃すること。医療機器について、取得した場合は特別償却制度が利用できるが、リースの場合は同様の制度が講じられていない。各種税制における税額控除率について、リース料総額×60%とされているため、リースが取得と比べ不利となっている。	ユーザーの設備の利用・調達形態の選択が拡大する。	リースが取得と比べ競争条件で不利となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	20700017	財務省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50400032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に間し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。	
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	20700017	財務省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に間し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは適当ではないかと思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
租税特別措置法第86条第1項、租税特別措置法施行令第46条の4第10項、外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて（法令解釈通告）3、4		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象とはなり得ない。	租税特別措置法第86条第1項、租税特別措置法施行令第45条の4第10項、外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて（法令解釈通告）3、4	20700019	財務省	消費税免除指定店舗申請の簡素化	5039	50390037	11	社団法人 リース事業協会	37	消費税免除指定店舗申請の簡素化	外国公館等と免税取引を行うにあたり、事業者は店舗毎に「外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。この点について、店舗ごとの申請ではなく、会社全体としての申請とすべきである。また、そもそも、事前届出手続きの必要性についても検証すべきである。	会社全体の申請とすることで、取引の迅速化、事務効率化に資する。	事業所の数が多い会社の場合、事前に全事業所の申請を行うことは現実的に難しいこと。また、申請から指定日まで一定期間を要するので、取引開始に間に合わないこともある。さらに、変更が発生した場合も、店舗毎に変更届が必要となり事務処理が極めて煩雑である。	
租税特別措置法第8条等		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象とはなり得ない。	租税特別措置法第8条等	20700020	財務省	社債の源泉徴収制度の早期撤廃	5039	50390049	11	社団法人 リース事業協会	49	社債の源泉徴収制度の早期撤廃	社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。	資本市場の活性化	法人が受け取る社債利子については、「振替債」の場合は源泉徴収の対象にならない見込まれているが、一方で社債等の振替システムの立ち上げには、証券保管振替機構のスケジュール上2005年後半以降になるものと想定されているため、このままでは1年以上もメリットを享受できない。我が国の経済活性化のためには直接金融市場に対して早急に税制面での措置を行い、少しでも市場へ資金を流入させることが不可欠であり、振替債での取引を待つことなく早急な実施が求められる。昨年、同要望に対して財務省から「税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象とはなり得ない。」との回答が示された。しかしながら、本要望は税の徴収方法が社債の流通市場の効率性を至めているという問題を指摘しているものであり、徴収方法を換えることを求めるものである。したがって、むしろ社債の流通市場の活性化の観点から検討を行って頂きたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
租税特別措置法第41条の12		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。	租税特別措置法第41条の12	e0700023	財務省	短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の適用廃止	5040	50400040	11	オリックス	40	短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の適用廃止	短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の適用廃止	市場拡大阻害要因の排除、事務負担の軽減	平成16年度税制改正大綱において、平成18年4月1日以後に発行される短期社債（電子C P）及び短期外債について、「短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の導入」する旨の決定がなされた。 手形C Pには適用されていない支払調書制度を、短期社債について適用するというものである。商法上の「社債」と位置付けられたための措置と思われるが、概ね3ヶ月未満の短期の発行・償還を繰り返す電子C Pにおいて支払調書制度を導入することは実務上極めて困難であると考えられる（電子C Pの普及につれ、発行形態もより短期化することが予想される）。 商感性において手形C Pと同様の電子C Pに支払調書制度を導入することは、市場参加者の混乱を招き、市場拡大の大きな阻害要因になるものと考えられる。よって適用廃止を要望するものである。	
・法人税法等		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。	・法人税法等	e0700024	財務省	・確定申告書提出期限変更の要望	5041	50410001	11	（社）日本フランチャイズチェーン協会	1	・確定申告書提出期限変更の要望	法人税、消費税の確定申告書の提出期限を3ヶ月にすることを要望する。		・法人税の確定申告書提出期限は現在2ヶ月であり、税務署長の承認により1ヶ月延長が認められているものの、消費税の確定申告については特例がなく、概ね各企業に於いて株主総会開催時期で、事務手続が継続するため、法人税、消費税共に確定申告書の提出期限を3ヶ月にすることを要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
電子計算機を使用 して作成する国税 関係帳簿書類の保 存方法等の特別に 関する法律 第4条	国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件にしたがって、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができる。	a		規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）において「法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律（通称「e-文書法」）の制定等により行うこととする。【早期に法案提出（平成16年度）】」とされている。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律 第4条	e0700025	財務省	・税務証憑の電子データによる保存の承認	5041	50410002	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	2	・税務証憑の電子データによる保存の承認	・税務証憑の電子データによる保存を可とし、原紙証憑の保存の規制を緩和する。		・電子帳簿保存法により、電子データにより加工処理された帳簿等の電子保存は認められている。しかし、領収書等電子データでない税務証憑の電子データ保存は認められていない。 ・スキャナー取り込みにより電子化としての保存（原紙証憑の保存義務緩和）を推進してほしい。 ・原紙証憑の保管コストが多額となり、電子保存によりコスト削減が見られる。	
・酒税法、たばこ事業法		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。	・酒税法、たばこ事業法	e0700026	財務省	・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申告・納付	5041	50410003	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	3	・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申告・納付	・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申告オフについては、本社所在地の税務署への一括申告・納付とすること。		・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申告については、コンビニエンスストアの場合においても店舗所在地の所轄税務署に個々に申告する必要がある。このことは、多店舗展開しているコンビニエンスストアに企業に大変複雑なものとなっている。 上記問題点に対し具体的には、数百店分を本部で集計し、それを所轄税務署へ振り分け、申告することは大変な労力がかかる。 多くのコンビニエンスストア企業では、コンピュータにより各店の在庫を本部で一括管理しており、1枚の申告書に記入すればすむような一括申告、納付が可能になるような措置が必要である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
酒税法第9条、第10条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通告第2編第9条第11項関係の14、第10条第10号関係の10	酒類の販売の媒介業を営む場合には、酒税法第9条第1項に基づいて所轄事務長の免許を受けなければならない。 酒税法第10条では、一定事由に該当するときは、免許を与えないことができることとされており、具体的な審査基準については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通告において規定し、これに従った運用を行っている。	d	-	酒類販売媒介業免許の免許要件については、法令及び法令解釈通告に明確に規定されているところである。したがって、酒類販売媒介業の免許を受けようとする者から申請があった場合には、当該申請者について法令及び法令解釈通告に定める具体的な審査基準により審査の上で免許を付与することになる。	酒税法第9条、第10条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通告第2編第9条第1項関係の14、第10条第10号関係の10	e0700027	財務省	・酒類媒介業の免許の付与の緩和	5041	50410014	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	14	・酒類媒介業の免許の付与の緩和	・酒類媒介業免許付与条件の緩和、		・酒類販売業免許中、酒類媒介業の付与については酒類卸業の既得権との関連もあり、付与されることが難しい。 ・コンビニエンスストア事業本部はその店舗（加盟店、直営店）に対し取扱商品の定時、定ルートによる一括配達を行って回り流通合理化のため、酒類媒介業免許の付与が必要である。 ・因みに酒類小売業者の一部は共同購入機関をもって回り、それに対し全酒類卸売免許が付与されて居る。	
・たばこ事業法第2条・第23条 ・たばこ事業法施行規則第20条・第21条 ・平成10年大蔵省告示第74号	製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない（法第22条）、距離基準に関しては、法令により、予定営業所と最寄りの営業所との距離が、予定営業所の所在地の範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は、小売販売等の許可をしないこととしている（法第23条、法施行規則第20条等）。	c	-	・零細小売販売業者への影響及び未成年者の喫煙防止という社会的要請を考慮して、距離基準を撤廃することは当面考えていない。 ・財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告（平成14年10月10日）」において、「許可制、定額制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組的条約（WHOたばこ規制枠組的条約）においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況に至っていないと考える。」とされている。 なお、我が国政府は、平成16年6月に本枠組的条約を締結した。	・たばこ事業法第22条・第23条 ・たばこ事業法施行規則第20条・第21条 ・平成10年大蔵省告示第74号	e0700028	財務省	・煙草小売免許の許可条件の緩和	5041	50410018	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	15	・煙草小売免許の許可条件の緩和	・コンビニエンスストアに対し煙草小売免許の許可条件を緩和していただきたい		・免許品の規制緩和が進行し、酒類販売小売免許については平成15年9月1日より免許の需給条件（距離基準、人口基準）が完全に撤廃され、人的条件のみとなり実質的に緩和された。 ・同じ免許品の煙草については距離基準、取扱予定高等従来の規制が緩和されず既存店や自販機業界の擁護となり新規取扱が困難となっている。 ・コンビニエンスストアに対し未成年者喫煙防止のため業界挙げて取り組んで回り、又対面販売を主体として回り、青少年健全育成、社会の健全化のため、併せて地域住民の利便性の向上に寄与する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
WTO関税評価協定 関税定率法	関税定率法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に加工要素（運賃・保険料等）の額を加えた価格（CIF方式）とすることとしている。	f	-	課税標準を減することで減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらない。 （注） 関税率がゼロの輸入貨物であっても、輸入貨物には消費税が課税されることに留意する必要がある。	WTO関税評価協定 関税定率法	0700029	財務省	輸入貨物が関税率ゼロの場合、現実支払い価格を課税標準とする	5042	50420003	11	ソニー㈱	3	輸入貨物が関税率ゼロの場合、現実支払い価格を課税標準とする	輸入貨物の申告価格は、WTO関税評価に関する協定に基づき、本邦では、関税定率法第4条の定めにより現実支払価格（インボイス価格）に加工要素を加えたものとされている。しかし今後は、関税率ゼロの場合は、現実支払価格の申告で可能とするよう、WTOの場において関税評価協定の見直しが行なわれるよう要望する。 なお、これは関税の支払いに結びつかない官民双方の作業の軽減要望であり、減税要望ではない。	輸入者の実務負担がはかばかに軽減される。 ・結果として、本来必要な関税評価を行わなければならないような作業の軽減が見込まれる。	関税定率法第4条（課税価格の決定の原則）において、輸入貨物の申告価格は現実支払い価格（インボイス価格）の他に附加料などの加工要素がある場合は加算して申告することが求められている。しかし、関税率ゼロの貨物の場合は実質的には加工要素を申告する意義がないにも関わらず、加工要素のある場合はそのように申告を行わなければならない輸入者に大きな負担となっている。 加工要素を把握するためには「日本からの部品輸出」「海外送達」「海外出張、海外オペレーション等に「輸入貨物への影響の有無」を把握する必要がある。輸入品における関税支払い額への影響がないにも関わらず、社内業務への負担が大きい。 WTOやIT交渉の進展により、電機・電子機器の分野において関税が課せられる貨物は年々減少し、特に先進国間においては、加算要素がなくなっている。しかし依然として、加算要素がある場合その申告を行わなければならないことがWTO関税評価協定にて規定され、各国においてこれが運用されている。例えば本邦においては、平成6年、関税法基本通則・WTOにより、従来「特許権者」からの輸入時に評価申告書の提出が必要であったが、特許権者が価格に影響を及ぼさない場合、加工申告が不要となっている。このように、状況の変化によって業務の実務を円滑しないよう必要な変更を見直すことは極めて重要と考える。 なお、昨年11月の別開会への回答では、「輸入申告における課税価格の算定について加工要素を省略することは、WTO関税評価協定上認められない特である。いづれにせよ、課税標準を減することで減税を要望するものであり、税制改正要望となっており、規制緩和にあたらない」とされたが、関税率ゼロの場合、官製の官民双方で税収に結びつかない無駄な作業となっていることは共通していると思われるため、WTOの場で日本から提案することにも意義があると考えられる。また、今回の要望は関税率ゼロの	
	NACCS（通関情報処理システム）は、税関手続及びこれに密接に関連する民間業務を処理する官民共同利用システムであり、航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）と海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）の2つのシステムが稼働している。	b	-	税関システムの刷新可能性調査の実施及び最適化計画の策定については、平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において、平成16年度に刷新可能性調査を実施し、平成17年度末までできるだけ早期に最適化計画を策定することの実施スケジュールが定められている。 税関システムの刷新可能性調査は、外部専門家に委託して調査を行っており、NACCSについては、官民業務の分離や海上システムと航空システムとの統合の可能性についても検討しているところである。 これらの調査は調査内容が多岐にわたるため、調査結果の取りまとめは平成16年度に完了した。 最適化計画の策定にあたっては、この調査結果を踏まえ税関システム全体のあり方や業務のあり方を含めて検討するものであること、NACCSは多数の官民のシステムとの連携が図られており、引き続き利用者利便に十分に配慮し、関係システムとの整合性を確保する必要があり、多数の関係者と意見調整を図る必要があること 税関システムの最適化計画に加え、NACCSを含む輸出入及び港湾・空港手続関係業務・システムの最適化計画も策定する必要があり、関係府省と意見調整を図る必要があることから、税関システムの最適化計画の策定は平成17年度にならざるを得ない。		0700030	財務省	Sea NACCSとAir NACCSの統合	5042	50420004	11	ソニー㈱	4	Sea NACCSとAir NACCSの統合	Sea NACCSとAir NACCSのシステム統合を含むシステム最適化計画策定の前期	メンテナンステータス等のコスト及び工数削減	Sea NACCSとAir NACCSは同じ税関のシステムにも係らず、それぞれの運用形態をとっており、海上と航空の運用にそれぞれシステムを持っている。Sea NACCSとAir NACCSは海上と航空の運用にそれぞれのシステム構造を持っている。そのため、システム変更などに伴ってそれぞれの対応が必要となり、甚大なコストがかかっている。工数もかかることとなるため利用者の負担をできるだけ少なくする方向で統合を望む。（2010年にインターフェースを取った際には数千万円を投資）。昨年の回答では、上記統合の検討を含む、税関システムの刷新可能性調査の実施及び最適化計画の策定が平成17年度にならざるを得ないとのことであったが、近隣諸国との物流コスト低減競争はますます激化しており、一刻も早いシステム刷新計画の策定と実施が望まれる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
関税法第98条第100条第1項第4項	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	c	-	1. 税関は、執務時間外の通関業務に対し、臨時開庁の承認を基本的に1日(24時間)単位で行うこととされている。特に執務時間外の通関業務の多い全港の4官署において、平成15年7月より、執務時間外の通関体制を確保し、通関業務の多い18時間あたりに職員を常駐させることとしたこと。 なお、個々の臨時開庁申請によっても執務時間外の通関業務に対応できる中で、通関業務の少ない18時間あたりに職員を常駐させることは現実的な行政コストが発生することとなるため、24時間365日全ての時間等に税関職員を常駐させることは適切ではない。 2. 臨時開庁の承認申請があった場合には、税関長は税関の事務の執行上支障があると認められた場合に、税関がそのための体制を整え、事務上対応可能なかを判断する必要があるため、承認手続が必要である。 なお、臨時開庁承認は電子的に行えるようになっている。申請項目も執務の種類、開庁時間、場所等としてあり、極めて簡便なものとなっている。 3. 臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行うこととする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは受益者である申請者自身が負担すべきものである。また、この臨時開庁手数料については、事務の経費を勘案して、本年4月1日より、780円から400円に引き下げたところである。 なお、臨時開庁手数料については、平成15年4月から機能改善特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。	関税法第98条第100条第1項第4項	20700033	財務省	通関体制の整備 臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃	5042	50420008	21	ソニー㈱	6	通関体制の整備 臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃	臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃は企業にとって、商品の短縮化などから在庫圧縮も含まれたコスト削減の必要性が高まっている。そのためにはサプライチェーンマネジメントが重要となり、物流の効率化が不可欠となっている。現状手続きを経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続きや費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコスト増となり、リードタイムの短縮も難しくなる。通関の原則24時間365日体制により、夜中に製品が完成しても当日輸出ができるような製造のスケジュールの検討や輸配送メニューの拡大を通じて、リードタイムの短縮や企業にとって最も効果的な生産、物流の整備が促進される。	・サプライチェーンマネジメント(リードタイム短縮、在庫圧縮、コスト削減)に加え、設備稼働効率向上、生産性向上などを目的とした、より柔軟な生産、配送体制の構築 ・東アジアの工場との生産品目による積み分けがされ、日本の産業の生き残りの手助けとなっている。高付加価値商品や半導体、キーデバイス生産と、組み立ての機が分断され、開庁時の混雑も起こっている。そのためトラックの待ち時間が増え、遅延料金が発生している。24時間の開庁対応では、こうした企業の生産、物流、販売体制などに基づいた見直し、拠点の再配置などにつながるべく、むしろ積極的に24時間化し日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要だと考える。 また、昨年の回答では行政需要の無い18時間等に職員を常駐させることは税金の無駄遣いになるとされたが、過去の莫大なシステム投資や毎年一定額かかるメンテナンス費用、設備などの投資を最大限に活用するためには、できるだけ長時間稼働	港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日-金曜日8:30-17:00となっている。上記時間外に輸出入通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。 未だ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁では半額特区は格段に安くなっている)となり、以前よりは緩和されている。通関体制の整備により、日本国内に立地する工場の競争力が強化される。最近では、いかにリードタイムを短縮し、在庫圧縮を行なうかが経営リスクの最小化に繋がる。また、東アジアの工場との生産品目による積み分けがされ、日本の産業の生き残りの手助けとなっている。高付加価値商品や半導体、キーデバイス生産と、組み立ての機が分断され、開庁時の混雑も起こっている。そのためトラックの待ち時間が増え、遅延料金が発生している。24時間の開庁対応では、こうした企業の生産、物流、販売体制などに基づいた見直し、拠点の再配置などにつながるべく、むしろ積極的に24時間化し日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要だと考える。 また、昨年の回答では行政需要の無い18時間等に職員を常駐させることは税金の無駄遣いになるとされたが、過去の莫大なシステム投資や毎年一定額かかるメンテナンス費用、設備などの投資を最大限に活用するためには、できるだけ長時間稼働	
石油石炭税法第9条第1項	現行の石油税率は1K/L当りの税額は2,040円、ハイサルファー重油の高燃費率による燃費の2,812円/K/Lと合算すると4,852円にもなる。	f	-	現行の石油税率は1K/L当りの税額は2,040円、ハイサルファー重油の高燃費率による燃費の2,812円/K/Lと合算すると4,852円にもなる。	石油石炭税法第9条第1項	20700034	財務省	石油税の軽減	5043	50430003	11	日本製鐵連合会	3	石油税の軽減	現行石油税率では2,040円/K/Lであるが、軽減して欲しい。	現行の石油税率は1K/L当りの税額は2,040円、ハイサルファー重油の高燃費率による燃費の2,812円/K/Lと合算すると4,852円にもなる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		20700035	財務省	特別法人税の撤廃	5054	5054007	31	東京商工会議所	7	確定拠出年金制度の見直し	特別法人税の撤廃		公的年金の給付額が将来的には削減されるため、老後の生活を補完する観点から制度構築すべき。	
法人税法 所得税法施行令		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。	法人税法 所得税法施行令	20700036	財務省	退職金制度の見直し	5054	5054008	11	東京商工会議所	8	退職金制度の見直し	2012年（平成24年）3月末に廃止が決まっている税制適格年金制度（以下適年）の移管先に、制限のない特定退職金共済制度を認める。		中小企業が年金・退職金制度を維持するためには多様な選択が必要。移管先の一つである中小企業退職金共済制度は、加入できる企業規模に制限があるため不十分である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は規制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない、	租税特別措置法	20700037	財務省	C P発行に係る印紙税の租税特別措置の延長	5057	5067002	11	社団法人 全国信販協会	2	C P発行に係る印紙税の租税特別措置の延長	C P発行に係る印紙税は、租税特別措置法上5,000円となっているが、適用期間は平成17年3月までとなっている。その後、「紙」ベースのC Pを発行する場合には、約束手形の印紙税テーブルに準じて印紙税を納付する必要がある。印紙税を支払いたくない場合には、電子C Pへ移行しなければならぬ、租税特別措置の延長をしていただきたい。		コスト削減のため、電子C Pへ移行を準備中であるため、準備期間の延長	
法人税法第2条6号・別表二・同法第4条、		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は規制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない、	法人税法第2条6号・別表二・同法第4条、	20700038	財務省	株式会社大学に対する規制上の優遇措置の適用	5064	5064007	11	株式会社東京リーガルマインド	7	株式会社大学に対する規制上の優遇措置の適用	学校法人に対して認められている規制上の優遇措置を株式会社大学にも適用すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	規制の特例措置により株式会社による大学設置という主体要件が緩和されたが、学校法人と学校設置会社の間の競争条件の同一化が図られていないため、教育内容そのものによる消費者の自由な選択、多様な教育主体間の競争が実現されていない、もっとも、現行の私学助成制度は、財政的なメリットが少ないにも関わらず、行政の強い関与を受け、大学の個性や自主性を脅かすものであるから、学校設置会社にこれを適用することには反対する。その代わり、学校設置会社も同じ公益的・公共的な教育事業を行うものであるから、学校法人と同様の規制上の優遇措置を認めることを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
	包括事前審査制度について（通達）	c	-	包括事前審査制度を適用した者の輸出申告であっても非違が見えられたことがあため、同制度を適用した貨物についても、輸出申告に際し、必要に応じて審査・検査を行う必要があることから、通達時の審査・検査を完全に放棄し、事後報告制度を導入することは適切ではない。	包括事前審査制度について（通達）	z0700039	財務省	包括事前審査商品の輸出税関業務の事後報告制度の導入	5081	5081008	11	松下電器産業（株）	6	包括事前審査商品の輸出税関業務の事後報告制度の導入	包括事前審査商品の輸出税関業務について、事後報告を認めるべきである。（シンガポールや香港では事後報告が認められている）		日本の輸出は包括事前審査商品であっても、輸出審査後に船積みするため、S/C M等でトータルリードタイム短縮の阻害要因となり不利益を被っている。	
国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年六月三十日政令第二百七号） 第八条 組合の業務上の余剰金は、次に掲げるものに運用するものとする。 一 銀行その他金融機関への預金又は郵便貯金 二 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。次項及び第九条の三第一項第二号において同じ。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 三 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券	共済組合の業務上の余剰金について、国家公務員共済組合法施行令（以下「令」という。）第三条に基づき運用を行っている。 共済組合は組合員と使用者である国等とが所要の保険料を分担し出し、組合員又はその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目的としていることから、業務上の余剰金の運用については安全かつ効率的にしなければならないとしており、令第8条で具体的な運用方法を定めているところ。	c	-	組合の業務上の余剰金の運用は、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないとされている。（組合の業務上の余剰金は年金積立金のようにそもそも積極的な資金運用を予定しているものではないことから、独自の資金運用体制も有せず、安全・確実な運用方法に限定することとしている。）	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年六月三十日政令第二百七号） 第八条 組合の業務上の余剰金は、次に掲げるものに運用するものとする。 一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 二 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。次項及び第九条の三第一項第二号において同じ。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 三 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券	z0700040	財務省	国家公務員共済組合の余剰金に係る運用規制を緩和すること	5084	5084007	11	社団法人 信託協会	7	国家公務員共済組合の余剰金に係る運用規制を緩和すること	・ 国家公務員共済組合法施行令第8条第1項により、国家公務員共済組合の業務上の余剰金の運用対象は、以下に限定されている。 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 信託会社（信託銀行を含む）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券 ・ 運用対象とする元本補てん契約のない金銭信託についても、運用対象となるよう要望するもの。	・ 元本補てん契約のない金銭信託であっても、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、国家公務員共済組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないものとなる。 ・ また、例えば、債券を投資対象とする金銭信託に運用する場合、国家公務員共済組合が自ら債券投資を行う場合に生じる利益・償還金の収受、再投資に伴う事務等の全てを受託者たる信託会社・信託銀行が行うことになることから、国家公務員共済組合にとって事務の省力化にもつながる。 ・ なお、地方公務員共済組合法においては、地方公務員共済組合が元本補てん契約のない金銭信託に運用することを制限していない。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条第1項、同条第2項及び同条第3項 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第5条第1項及び第2項	農地、農業用施設の災害復旧事業費の補助金額は、左記法令等の規定により決定している。	f	-	ご要望の内容は、補助率の定率化（高率）を求めるものであるが、補助率については法令で率を定めているところである。 また、このご要望は「従来型の財政措置」に当たり、規制改革の趣旨にそぐわない。 なお、補助率増高申請事務の簡素化については、これまでに事務の簡素化・合理化を図ってきたところであるが、今後、さらに検討を図りたい。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条第1項、同条第2項及び同条第3項 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第5条第1項及び第2項	20700041	財務省	農業災害に係る国庫補助率の見直し	5090	50900001	11	高知県 大方町	1	農業災害に係る国庫補助率の見直し	「補助率増高申請」事務事業の見直し。	公共災害と同様に、補助率を災害状況による定率化を行い、事務作業の簡素化を図る。	農業災害の補助率は暫定のため、公共災害と異なり「補助率増高申請」を行うことにより、市町村ごとに確定されている。（激甚災害は別途計算） そのため、災害件数が多い年や年の終盤に被災を及ぼすこと、この作業に余分な時間や経費を費やしている状況である。地元負担金を徴収している自治体もあることから、暫定補助率を定率（高率化し）事務事業の効率化を図る。	
地方公営企業法	単独事業として行われる安全対策事業の事業費の4分の1については、一般会計からの出資を認めているところ。	f	-	御提案の内容は、新たな財政制度の創設・拡充を求めるものであり、規制改革の対象とはならないものである。	地方公営企業法	20700042	財務省	水道事業の定義、及び交付税措置について	5090	50900002	11	高知県 大方町	2	水道事業の定義、及び交付税措置について	水道法第3条に規定されている「簡易水道事業」「上水道事業」の定義（給水人口）、及び企業債交付税措置の見直し	「給水人口」及び「企業債交付税措置」の見直しを行い、上水道小規模事業者の経営安定を図る。	「上水道事業」と「簡易水道事業」の違いは、給水人口（5千人以上）で判断される。 「上水道事業」の場合は、資本費（単価）により補助事業の採算が判断されるため、小規模事業者でも単独で整備を行っている場合が多い。 近い将来に予想されている「東南海地震」への防災対策について、「国庫補助事業の採算基準」は緩和されているが、「企業債」については「上水道債」が適用されるため、予算処置が厳しい状況である。 そのためには、「上水道事業」の「給水人口」の見直しおこなうことにより、小規模上水道事業者を「簡易水道事業」として「国庫補助事業」導入を柔軟に対応できるようにする。（または、防災対策事業で導入した企業債の、交付税措置等による財政措置を行う）	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
補助金適正化法第22条 同法施行令第14条第11項第2号	財務省所管における補助金適正化法の適用を受ける補助金等について、補助金適正化法第22条ただし書の規定を適用すべきものがないため、処分制限期間を定めている省令はない。	e	-	財務省所管における補助金適正化法の適用を受ける補助金等について、補助金適正化法第22条ただし書の規定を適用すべきものがないため、処分制限期間を定めている省令はない。	補助金適正化法第22条 同法施行令第14条第11項第2号	e0700043	財務省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940008	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の届し書きには、財務省令に準拠した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したもの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
租税特別措置法（相続税法関係）第70条4-6		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。 また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。	租税特別措置法（相続税法関係）第70条4-6	e0700044	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5095	50950008	11	東京都	8	中小企業の実業用資産相続時の抜本的な軽減措置の導入	中小企業者が相続するにあたり、引き継ぎ事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減制度を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。	相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
租税特別措置法（相続税法関係）第69条の4		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。 また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。	租税特別措置法（相続税法関係）第69条の4	20700044	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5095	5095009	11	東京都	9	中小企業の事業用資産相続時の土地の減額評価の実施	中小企業承継税制で評価減をしている特例を、400㎡を超える部分にも拡充すること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	
財産評価基本通達（相続税法関係）178-186		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。 また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。	財産評価基本通達（相続税法関係）178-186	20700044	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5095	5095010	11	東京都	10	中小企業の事業用資産相続時の自社株評価方法の見直し	同族会社の株式評価における類似業種比準価額の減額率を引き上げること。 全ての会社に類似業種比準方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	